

※赤字部分が改定または追加になった箇所です。

改定前	改定後
<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>	<p>第2章 個人情報の取り扱い</p>
<p>第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供)</p> <p>1. (1)</p> <p>①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・Eメールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等、取引目的、職業、その他会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項</p>	<p>第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供)</p> <p>1. (1)</p> <p>①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号 <u>(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)</u>・勤務先・<u>電子</u><del>E</del>メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等、取引目的、職業、その他会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項</p>
<p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債その他当社または三菱 UFJ ニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p>	<p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債その他当社または三菱 UFJ ニコスが収集した<del>クレジットカード</del>カード利用・支払い履歴</p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が小田急加盟店における購入画面等に入力した氏名、電子メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」といいます。）</u></p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」といいます。）</u></p>
<p>(2)</p> <p>②当社または三菱 UFJ ニコスもしくは両社のクレジットカード事業、その他の当社または三菱 UFJ ニコスもしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査</p> <p>なお、両社の事業の具体的内容については、両社それぞれのホームページにてご案内しております。</p> <p>当社ホームページ</p>	<p>(2)</p> <p>②当社または三菱 UFJ ニコスもしくは両社のクレジットカード事業、その他の当社または三菱 UFJ ニコスもしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査</p> <p>なお、両社の事業の具体的内容については、両社それぞれのホームページにてご案内しております。</p> <p>当社ホームページ</p>

<p><a href="https://www.odakyu.jp/">https://www.odakyu.jp/</a> 三菱 UFJ ニコスホームページ <a href="http://cr.mufg.jp">http://cr.mufg.jp</a></p>	<p><a href="https://www.odakyu.jp/">https://www.odakyu.jp/</a> 三菱 UFJ ニコスホームページ <a href="https://www.cr.mufg.jp">https://www.cr.mufg.jp</a></p>
<p>③両社の事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘</p> <p>ア. 当社 イ. 三菱 UFJ ニコス ウ. 加盟店</p>	<p>③両社の事業における<u>宣伝物の送付または電話・電子メールその他の通信手段等の方法による、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘</u></p> <p>ア. 当社 イ. 三菱 UFJ ニコス ウ. 加盟店</p>
<p>【新規追加】</p>	<p><u>④刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供</u></p>
<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>	<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>
<p>第23条 (ショッピングの利用)</p> <p>2. 会員は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすることにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名にかえて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>第23条 (ショッピングの利用)</p> <p>2. 会員は、加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、<u>三菱 UFJ ニコス所定の方法により、</u>カードを提示し、<u>または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、</u>所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名をすることにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名にかえて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等所定の手続きを行うことにより、<u>または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、</u>ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>10.会員は、いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためカードのショッピング機能の利用（以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。）をしてはならないものとします。</p>	<p>10.<u>会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</u></p> <p><u>会員は、いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためカードのショッピング機能の利用（以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。）をしてはならないも</u></p>

	<del>のとします。</del>
	<u>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</u>
	<u>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</u>
	<u>(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u>
<b>第4章 支払い方法その他</b>	<b>第4章 支払い方法その他</b>
<b>第39条 (明細等)</b> 1. 当社または三菱 UFJ ニコスは、本会員の約定支払額、リボルビング・分割払い利用残高およびカードローン利用残高等（以下「明細」といいます。）を毎月初め頃、本会員にご利用明細書として、本会員の届出住所への郵送その他両社所定の方法により通知します。なお、会員が当社所定の手続きを行った場合には、当社は、当該ご利用明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該ご利用明細書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、約定支払額がない場合および年会費のみの支払いの場合、ご利用明細書の発行を省略する場合があります。	<b>第39条 (明細等)</b> 1. 当社または三菱 UFJ ニコスは、本会員の約定支払額、リボルビング・分割払い利用残高およびカードローン利用残高等（以下「明細」といいます。） <u>を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、本会員に通知します。なお、第27条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</u> <del>を毎月初め頃、本会員にご利用明細書として、本会員の届出住所への郵送その他両社所定の方法により通知します。なお、会員が当社所定の手続きを行った場合には、当社は、当該ご利用明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該ご利用明細書の記載事項を提供することができるものとします。ただし、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、約定支払額がない場合および年会費のみの支払いの場合、ご利用明細書の発行を省略する場合があります。</del>
2. 三菱 UFJ ニコスは、会員が本規約に基づきキャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「ご融資明細書（貸金業法第17条書面）」）といいます。）を前項のご利用明細書とは別に、本会員に交付します。なお、「ご融資明細書（貸金業法第17条書面）」に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。	2. 三菱 UFJ ニコスは、会員が <u>本規約に基づき</u> キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、 <u>ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」といいます。）を前項とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第17条第1項の書面に記載された</u> 返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該

	<p>書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p> <p><del>（以下「ご融資明細書（貸金業法第 17 条書面）」といいます。）を前項のご利用明細書とは別に、本会員に交付します。なお、「ご融資明細書（貸金業法第 17 条書面）」に記載された</del></p>
<p>3. 本会員が承認した場合、三菱 UFJ ニコスが、「ご融資明細書（貸金業法第 17 条書面）」および「受取証書（貸金業法第 18 条書面）」を貸金業法第 17 条第 6 項、同法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができるものとします。（※）</p>	<p><u>3. 会員は、三菱 UFJ ニコスが貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき本会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。）に代えることができることを承諾するものとします。また、三菱 UFJ ニコスは、三菱 UFJ ニコスが定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</u>（※）</p>
<p><b>第 40 条（遅延損害金）</b></p> <p>1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 22 条第 2 項を適用します。</p> <p>(1) キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%</p> <p>(2) 2 回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、年 5.97%</p> <p>(3) 上記以外によるものについては、年 14.55%</p>	<p><b>第 40 条（遅延損害金）</b></p> <p>1. 本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、<u>それぞれ</u>以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 22 条第 2 項を適用します。</p> <p>(1) キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%</p> <p>(2) 2 回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、<u>法定利率年 5.97%</u></p> <p>(3) 上記以外によるものについては、年 14.55%</p>
<p>2. 前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。</p> <p>(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.55%を乗じた金額</p>	<p>2. 前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。</p> <p>(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.55%を乗じた金額</p>

ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、年 5.97% を乗じた額を超えない金額とします。

(2) 期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで年 5.97% を乗じた金額

#### 第 43 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、両社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードの磁気ストライプ部分 (IC カードの場合は IC チップ部分も同様に) に切り込みを入れて破棄するものとし、本会員が両社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責を負うものとします。また、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。

3. 当社または三菱 UFJ ニコスは、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が両社から発行を受けたすべてのクレジットカード (以下「全カード」といいます。) について、カード利用の全部または一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他必要な措置 (以下、「本件措置」といいます。) をとることができるものとします。なお、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を失います。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。または、当社または三菱 UFJ ニコスから要請があったにもかかわらず年収の届け出 (収入証明書の提出を含みます。) を怠ったとき。

(2) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(3) 住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社または三菱 UFJ ニコスが会員の通知連絡について困難であると判断したとき。

(4) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき。

(5) 両社との間の契約 (両社から発行を受けたクレジットカードに係る会員契約や加盟店契約を含みますが、これらに限られません。以下、次号において同じ。) のいずれ

ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率年 5.97% を乗じた額を超えない金額とします。

(2) 期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで 法定利率年 5.97% を乗じた金額

#### 第 43 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、両社所定の方法により退会を 申し出 することができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードの磁気ストライプ部分 (IC カードの場合は IC チップ部分も同様に) に切り込みを入れて破棄 しなければならない ものとし、本会員が両社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社または三菱 UFJ ニコスに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責を負うものとします。また、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。

3. 当社または三菱 UFJ ニコスは、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が両社から発行を受けたすべてのクレジットカード (以下「全カード」といいます。) について、カード利用の全部または一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他必要な措置 (以下、「本件措置」といいます。) をとることができるものとします。なお、本会員が会員資格を 喪失し失 した場合、当然に家族会員も会員資格を 喪失し失 います。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。または、当社または三菱 UFJ ニコスから要請があったにもかかわらず年収の届け出 (収入証明書の提出を含みます。) を怠ったとき

(2) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき

(3) 住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社または三菱 UFJ ニコスが会員の通知連絡について困難であると判断したとき

(4) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき

(5) 両社との間の契約 (両社から発行を受けたクレジットカードに係る会員契約や加盟店契約を含みますが、これらに限られません。以下、次号において同じです。) のい

かの条項に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき。また会員が当社または三菱UFJニコスと契約した法人の代表者（過去に代表者であったときを含みます。）であって、当該法人が当社または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したと当社または三菱UFJニコスが判断した場合、または当該法人が当社または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したことにより、すでに当社または三菱UFJニコスより当社または三菱UFJニコスとの間の契約を解除されていたとき。

(6) 本会員が、約定支払額の支払い等当社または三菱UFJニコスに対する一切の債務のいずれかの支払いを怠ったとき。

(7) 差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他本会員の信用状態が著しく悪化したと当社または三菱UFJニコスが判断したとき。

(8) カード利用可能枠の現金化等、正常なカードの利用でないと当社または三菱UFJニコスが判断したとき。

(9) 前号に定める場合のほか、以下のいずれかに該当しまたはそのおそれがあると当社または三菱UFJニコスが判断したとき。

①当社または三菱UFJニコスが把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用

②カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用

③その他カードの利用目的、利用先、購入商品（役務）の内容、カード利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用（第三者による場合も含みます。）

(10) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）であることが判明したとき。または以下の①、②のいずれかに該当することが判明したとき。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係

ずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき。また会員が当社または三菱UFJニコスと契約した法人の代表者（過去に代表者であったときを含みます。）であって、当該法人が当社または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したと当社または三菱UFJニコスが判断した場合、または当該法人が当社または三菱UFJニコスとの間の契約における解除条項に該当したことにより、すでに当社または三菱UFJニコスより当社または三菱UFJニコスとの間の契約を解除されていたとき

(6) 本会員が、約定支払額の支払い等当社または三菱UFJニコスに対する一切の債務のいずれかの支払いを怠ったとき

(7) 差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他本会員の信用状態が著しく悪化したと当社または三菱UFJニコスが判断したとき

(8) カード利用可能枠の現金化等、正常なカードの利用でないと当社または三菱UFJニコスが判断したとき

(9) 前号に定める場合のほか、以下のいずれかに該当しまたはそのおそれがあると当社または三菱UFJニコスが判断したとき

①当社または三菱UFJニコスが把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用

②カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用

③その他カードの利用目的、利用先、購入商品（役務）の内容、カード利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用（第三者による場合も含みます。）

(10) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）であることが判明したとき。または以下の①、②のいずれかに該当することが判明したとき

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係

<p>を有すること。</p> <p>②暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(11) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社または三菱 UFJ ニコスとの取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社または三菱 UFJ ニコスの信用を毀損し、または当社または三菱 UFJ ニコスの業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(12) 第 42 条に該当するとき。</p> <p>(13) 第 46 条第 3 項に基づいて連帯保証が解消されたとき。</p> <p>(14) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると、当社または三菱 UFJ ニコスが判断したとき。</p> <p>(15) その他当社または三菱 UFJ ニコスが必要と判断したとき。</p>	<p>を有すること。</p> <p>②暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(11) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社または三菱 UFJ ニコスとの取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社または三菱 UFJ ニコスの信用を毀損し、または当社または三菱 UFJ ニコスの業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたとき</p> <p>(12) 前条に該当するとき</p> <p>(13) 第 46 条第 3 項に基づいて連帯保証が解消されたとき</p> <p>(14) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると、当社または三菱 UFJ ニコスが判断したとき</p> <p>(15) その他当社または三菱 UFJ ニコスが必要と判断したとき</p>
<p><b>第 44 条 (カードの盗難、紛失による責任の区分)</b></p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が盗難、紛失の事実を速やかに当社に届け出るとともに最寄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の盗難・紛失届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日より起算して 60 日前以降発生した他人によるカード使用により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>(1) 会員が第 3 条に違反したとき。</p> <p>(2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が関与し、またはカードを使用したとき。</p> <p>(3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって盗難、紛失が生じたとき。</p> <p>(4) 盗難・紛失届の内容が虚偽であるとき。</p> <p>(5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。</p> <p>(6) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき (第 8 条第 4 項ただし書きの場合を除きます。)</p> <p>(7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難、紛失が生じたとき。</p>	<p><b>第 44 条 (カードの盗難、紛失による責任の区分)</b></p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が盗難、紛失の事実を速やかに当社に届け出るとともに<b>所轄最寄</b>の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の盗難・紛失届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日<b>のより起算して</b>60 日前以降発生した他人によるカード<b>の</b>使用により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>(1) 会員が第 3 条に違反したとき</p> <p>(2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が関与し、またはカードを使用したとき</p> <p>(3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって盗難、紛失が生じたとき</p> <p>(4) 盗難・紛失届の内容が虚偽であるとき</p> <p>(5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき</p> <p>(6) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき (第 8 条第 4 項ただし書きの場合を除きます。)</p> <p>(7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難、紛失が生じたとき</p>

<p>(8) カード自署欄に自己の署名がない状態で損害が発生したとき。</p> <p>(9) その他本規約に違反している状況において、盗難、紛失が生じたとき。</p>	<p>(8) カード自署欄に自己の署名がない状態で損害が発生したとき</p> <p>(9) その他本規約に違反している状況において、盗難、紛失が生じたとき</p>
<p><b>第 47 条 (保証債務)</b></p> <p>2. 三菱 UFJ ニコスが当社に対して保証債務を履行した場合、本会員は三菱 UFJ ニコスに対し履行された保証債務の全額と、これに対する履行日の翌日から完済に至るまで年 14.55%の割合による損害金を支払うものとします。また、2 回払い、ボーナス一括払いについては年 5.97%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金に基づく保証債務については、当該損害金は分割支払金合計の残金全額に対し年 5.97%を乗じた額を超えない金額とします。なお、支払い口座の金融機関等との約定がある場合または三菱 UFJ ニコスが適当であると判断した場合、保証債務の履行日以降、本会員の三菱 UFJ ニコスに対する債務額の全額または一部を三菱 UFJ ニコスが口座振替により徴収することがあります。</p>	<p><b>第 47 条 (保証債務)</b></p> <p>2. 三菱 UFJ ニコスが当社に対して保証債務を履行した場合、本会員は三菱 UFJ ニコスに対し履行された保証債務の全額と、これに対する履行日の翌日から完済に至るまで年 14.55%の割合による損害金を支払うものとします。また、2 回払い、ボーナス一括払いについては<u>法定利率年 5.97%の割合</u>による遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金に基づく保証債務については、当該損害金は分割支払金合計の残金全額に<u>法定利率対し年 5.97%</u>を乗じた額を超えない金額とします。なお、支払い口座の金融機関等との約定がある場合または三菱 UFJ ニコスが適当であると判断した場合、保証債務の履行日以降、本会員の三菱 UFJ ニコスに対する債務額の全額または一部を三菱 UFJ ニコスが口座振替により徴収することがあります。</p>
<p><b>第 52 条 (会員規約およびその改定)</b></p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。将来本規約が改定され、両社がその内容を会員規約の送付その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p><b>第 52 条 (会員規約およびその改定)</b></p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。<u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。将来本規約が改定され、両社がその内容を会員規約の送付その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。</u></p> <p>なお、本規約と<u>明示的に</u>相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
	<p><u>※本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</u></p>
<p>&lt;キャッシングサービスおよびカードローンのご案内&gt;</p>	<p>&lt;キャッシングサービスおよびカードローンのご案内&gt;</p>

### キャッシングサービス

- ・担保／保証人：不要
- ・ATM 利用手数料（消費税別）：

取引金額 1 万円 100 円

取引金額 2 万円以上 200 円

- ・遅延損害金：年率 19.92%（1 年を 365 日とする日割計算）
- ・資金使途：自由（ただし、事業資金は除きます。）
- ・貸付けの利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はありません。
- ・指定紛争解決機関：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

### カードローン

ご返済時は毎月一定額の元金に、別途お利息が加算となる方式です。

- ・担保／保証人：不要
- ・ATM 利用手数料（消費税別）：

取引金額 1 万円 100 円

取引金額 2 万円以上 200 円

- ・遅延損害金：年率 19.92%（1 年を 365 日とする日割計算）
- ・資金使途：自由（ただし、事業資金は除きます。）
- ・貸付けの利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はありません。
- ・カードローンは、家族会員の方、学生会員の方はご利用いただけません。
- ・カードローンの「返済期間」「返済回数」「返済期日」「返済金額」は、本会員が新規のご利用またはご返済をされた場合は変動します。
- ・指定紛争解決機関：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

### 小田急ポイントカード特約

5. 本特約に定めのない事項および変更に関しては会員規約の規定に準ずるものとしま

### キャッシングサービス

- ・担保／保証人：不要
- ・ATM 利用手数料（消費税別税込）：

取引金額 1 万円 ~~100~~110 円

取引金額 2 万円以上 ~~200~~220 円

- ・遅延損害金：年率 19.92%（1 年を 365 日とする日割計算）
- ・資金使途：自由（ただし、事業資金は除きます。）
- ・貸付けの利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はありません。
- ・指定紛争解決機関：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

### カードローン

ご返済時は毎月一定額の元金に、別途お利息が加算となる方式です。

- ・担保／保証人：不要
- ・ATM 利用手数料（消費税別税込）：

取引金額 1 万円 ~~100~~110 円

取引金額 2 万円以上 ~~200~~220 円

- ・遅延損害金：年率 19.92%（1 年を 365 日とする日割計算）
- ・資金使途：自由（ただし、事業資金は除きます。）
- ・貸付けの利率が旧利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はありません。
- ・カードローンは、家族会員の方、学生会員の方はご利用いただけません。
- ・カードローンの「返済期間」「返済回数」「返済期日」「返済金額」は、本会員が新規のご利用またはご返済をされた場合は変動します。
- ・指定紛争解決機関：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

### 小田急ポイントカード特約

5. 本特約に定めのない事項~~および変更に関して~~は会員規約の規定に準ずるものとしま

す。

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、(株)江ノ電バス横浜、(株)江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、(株)神奈中タクシーホールディングス、相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)、(株)湘南相中、(株)海老名相中、(株)厚木相中、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、箱根施設開発(株)、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建筑咨(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア(カンボジア)、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急ランドフローラ、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

す。また、本特約の改定は、会員規約の「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、箱根登山観光バス(株)、~~(株)江ノ電バス横浜、~~~~(株)江ノ電バス藤沢~~(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)伊豆東海バス、(株)南伊豆東海バス、(株)西伊豆東海バス、(株)新東海バス、(株)東海バスオレンジシャトル、小田急箱根高速バス(株)、小田急交通(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根登山ハイヤー(株)、~~(株)神奈中タクシーホールディングス、~~~~相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー~~(株)神奈中タクシー(株)、(株)湘南相中、(株)海老名相中、(株)厚木相中、二宮神奈中ハイヤー(株)、神奈中ハイヤー横浜(株)、伊勢原交通(株)、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、(株)ジェネリックコーポレーション、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、箱根施設開発(株)、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急静岡、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、UDS(株)、沖縄 UDS(株)、誉都思建筑咨(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国 UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、ジローレストランツエイジア(カンボジア)、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、東海総合警備保障(株)、小田急デパートサービス(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)フラッグスビジョン、~~(株)小田急ランドフローラ~~、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中ア

<p>計 99 社 2019 年 1 月 15 日現在</p>	<p>カウンティングサービス、(株)小田急プラネット、<del>(株)ヒューマニックホールディングス、(株)ヒューマニック、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ</del></p> <p>計 99 社 2019 年 <del>1 月 15 日</del> 11 月 30 日現在</p>																		
<p>小田急ポイントサービス特約</p>	<p>小田急ポイントサービス特約</p>																		
<p><b>第 1 条 (特約の目的)</b></p> <p>当社は、会員に対し、OP クレジット (Visa/Mastercard®) 会員規約第 6 条に定める付帯サービスの 1 つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店 (以下「ポイント加盟店」といいます。) において本特約の規定に従って利用することができるサービスを提供します。</p>	<p><b>第 1 条 (特約の目的)</b></p> <p>(1) 当社は、会員に対し、<del>OP クレジット (Visa/Mastercard®)</del> 会員規約第 6 条に定める付帯サービスの 1 つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店 (以下「ポイント加盟店」といいます。) において本特約の規定に従って利用することができるサービスを提供します。</p>																		
<p><b>第 6 条 (業務委託)</b></p> <p>(2) 会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p>	<p><b>第 6 条 (業務委託)</b></p> <p>(2) 会員は、当社が前項の<u>指定委託先に対する委託業務</u>の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p>																		
<p><b>第 8 条 (特約の変更等)</b></p> <p>当社は、本特約の内容を変更する場合は、会員に変更事項を 通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本 特約の変更があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾 するものとします。</p>	<p><b>第 8 条 (<del>特約の変更等</del>本特約およびその改定)</b></p> <p><del>本特約に定めのない事項は、会員規約の規定に準ずるものとします。また、本特約の改定は、会員規約第 52 条「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。</del></p> <p><del>当社は、本特約の内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の変更があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。</del></p>																		
<p><b>&lt;年会費のご案内&gt;</b></p> <p>※ 表示金額は税別となります。</p> <table border="1" data-bbox="152 1150 958 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>ゴールドカード会員</th> <th>一般カード会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 員</td> <td>10,000円 (税別)</td> <td>500円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。</td> </tr> <tr> <td>家 族 会 員</td> <td>1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,000円 (税別)</td> <td>1名さまにつき100円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。</td> </tr> </tbody> </table>		ゴールドカード会員	一般カード会員	本 会 員	10,000円 (税別)	500円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。	家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,000円 (税別)	1名さまにつき100円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。	<p><b>&lt;年会費のご案内&gt;</b></p> <p>※ 表示金額は<u>税別税込</u>となります。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1158 1771 1465"> <thead> <tr> <th></th> <th>ゴールドカード会員</th> <th>一般カード会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 員</td> <td><u>11,000円 (税込)</u></td> <td><u>550円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。</td> </tr> <tr> <td>家 族 会 員</td> <td>1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき<u>1,100円 (税込)</u></td> <td>1名さまにつき<u>110円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。</td> </tr> </tbody> </table>		ゴールドカード会員	一般カード会員	本 会 員	<u>11,000円 (税込)</u>	<u>550円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。	家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき <u>1,100円 (税込)</u>	1名さまにつき <u>110円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。
	ゴールドカード会員	一般カード会員																	
本 会 員	10,000円 (税別)	500円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。																	
家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,000円 (税別)	1名さまにつき100円 (税別) ただし初年度は当社が負担します。																	
	ゴールドカード会員	一般カード会員																	
本 会 員	<u>11,000円 (税込)</u>	<u>550円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。																	
家 族 会 員	1名さま分は当社が負担します。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき <u>1,100円 (税込)</u>	1名さまにつき <u>110円 (税込)</u> ただし初年度は当社が負担します。																	

